

6

介護保険以外のサービス

日常生活でお困りの方へ

シルバーカー（歩行補助車）の給付

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

シルバーカー（歩行補助車）を給付します。

対象

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方または事業対象者の被保険者証をお持ちの方で、シルバーカーを安全に操作できる方

申込

高齢者あんしん相談センターのみで行っています。実際にシルバーカーを操作していただき、給付について可否を決定します。

費用

利用者負担は、原則として費用の1割となります。

敬老杖の支給・車椅子の貸出

高齢福祉課 高齢福祉推進係

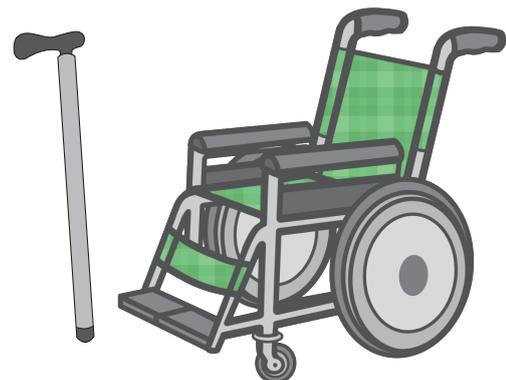
☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

	対象	内容
敬老杖の支給	歩くことに不安のある65歳以上の区民の方	無料で敬老杖を支給します。 (原則として1人1回まで)
車椅子の貸出	歩くことが困難で、一時的に車椅子が必要な区民の方	原則1か月間、最長3か月まで無料で車椅子をお貸しします。 短期(最長1週間)の車椅子貸出は「車いすステーション事業」(P.58)をご覧ください。

申込

身分証明書をお持ちのうえ、「敬老杖支給及び車椅子貸出窓口一覧」にある窓口で、申込書に記入し、お受取りください。



敬老杖支給及び車椅子貸出窓口一覧（取扱曜日及び時間）

取扱い場所（施設名）	所在地	電話	敬老杖	車椅子	(土)(日) 取扱窓口
高齢福祉課(シビックセンター)	春日1-16-21 (9階)	☎03 (5803) 1213	○	○	×
文京福祉センター江戸川橋	小日向2-16-15 (4階)	☎03 (5940) 2901	○	○	○
文京福祉センター湯島	本郷3-10-18 (3階)	☎03 (3814) 9245	○	○	○
白山交流館	白山4-27-11	☎03 (3813) 8500	○	○	○
目白台交流館	目白台3-18-7	☎03 (5395) 9141	○	○	○
根津交流館	根津1-14-3	☎03 (3828) 5269	○	○	○
千駄木交流館	千駄木3-42-20	☎03 (3821) 6695	○	○	○
大塚北会館	大塚6-15-3	☎03 (3943) 5711	×	○	○
礪川地域活動センター	小石川2-18-18	☎03 (3813) 3638	○	○	×
大原地域活動センター	千石1-4-3	☎03 (3946) 8594	○	○	○
大塚地域活動センター	大塚1-4-1	☎03 (3947) 2624	○	○	○
音羽地域活動センター	音羽1-22-14	☎03 (3943) 0621	○	○	○
湯島地域活動センター	本郷7-1-2 文京総合体育館 (1階)	☎03 (3813) 6554	○	○	○
向丘地域活動センター	向丘1-20-8	☎03 (3813) 6668	○	○	○
根津地域活動センター	根津2-20-7	☎03 (3822) 3653	○	○	○
汐見地域活動センター	千駄木3-2-6	☎03 (3827) 8149	○	○	○
駒込地域活動センター	本駒込3-22-4	☎03 (3824) 5801	○	○	○
勤労福祉会館	本駒込4-35-15	☎03 (3823) 6711	○	○	○
社会福祉協議会(文京区民センター)	本郷4-15-14 (4階)	☎03 (3812) 3040	×	○	×
高齢者あんしん相談センター富坂	本駒込2-29-24 (6階)	☎03 (3942) 8128	○	×	○
高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川2-18-18 (3階)	☎03 (5805) 5032	○	×	(土)のみ
高齢者あんしん相談センター大塚	大塚4-50-1	☎03 (3941) 9678	○	×	○
高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽1-15-12	☎03 (6304) 1093	○	×	(土)のみ
高齢者あんしん相談センター本富士	本郷2-40-11 (7階)	☎03 (3811) 8088	○	×	○
高齢者あんしん相談センター本富士分室	西片2-19-15	☎03 (3813) 7888	○	×	(土)のみ
高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木5-19-2	☎03 (3827) 5422	○	×	○
高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込2-28-10	☎03 (6912) 1461	○	×	(土)のみ

6

介護保険以外のサービス

受付時間

- ① 高齢福祉課(シビックセンター) 8:30～17:00
- ② 文京福祉センター江戸川橋 文京福祉センター湯島 9:00～21:30
- ③ 交流館、大塚北会館、地域活動センター 9:00～17:00 ※詳細は各施設へお問い合わせください。
- ④ 勤労福祉会館 9:00～20:00
- ⑤ 社会福祉協議会(文京区民センター) 8:30～17:15
- ⑥ 高齢者あんしん相談センター
平日 9:00～19:00 土・日・祝・12/29～1/3 9:00～17:30
(12/29～1/3については、変更の可能性があります。)
※分室(月)～(土) 9:00～17:30 日・祝・12/29～1/3は休業

車いすステーション事業

高齢福祉課 地域包括ケア推進係

☎03 (5803) 1843

シビックセンター9階 南側

一時的に車いすを必要とされる方に、最長1週間車いすを貸し出します。

対 象 歩くことが困難で、一時的に車いすが必要な区民の方

区ホームページ▶



申 込 区ホームページに掲載されているステーションに空き状況をご確認いただき、身分証明書をお持ちのうえ、ステーション窓口で申請書に記入し、お受取りください。

高齢者自立生活支援事業（一時家事支援）

高齢福祉課 高齢者相談係

☎03 (5803) 1382

シビックセンター9階 南側

骨折や退院等により一時的に支援を要する方や、初期の認知症、精神疾患等により生活への助言や指導が必要な方が、地域の中で安心して自立した生活を営むことができるように支援することを目的としています。介護保険サービスのような身体介助は対象外です。

対 象 区内在住の65歳以上の高齢者の方で、以下の全ての要件に該当する方

- ①要介護又は要支援に該当しない方
- ②常時介護を必要としない方
- ③ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯

内 容

- 1. 骨折、退院後の一時的な日常生活上の支援
食材等の買物、居室の掃除、洗濯等
- 2. 生活管理指導
 - ①生活環境改善のための支援
掃除、買物、洗濯等を一緒に行い、自立を促します。
 - ②対人関係の構築のための支援

支援期間

1日1回、週3時間を上限とし、支援期間は内容により次のとおりです。

- ①骨折の場合2か月以内
- ②退院後の場合1か月以内
- ③生活管理指導の場合3か月以内

費 用

1時間当たり400円（生活保護受給世帯は免除）

申 込

高齢福祉課へご相談ください。

院内介助サービス（医療機関内での付き添い）

介護保険課 給付係

☎03 (5803) 1388

シビックセンター9階 南側

医療機関を受診するときに介助が必要な方に、院内での待ち時間に付き添いサービスを提供し、高齢者の在宅生活の支援及び家族の負担軽減を図ります。

対 象 以下の条件すべてに該当する方

- ①要支援2以上の認定を受けている
- ②区内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らしまたは日中独居となる
- ③介護保険で身体介護（通院介助）を利用している
- ④医療機関のスタッフ等による院内の介助が得られない
- ⑤介護保険での算定（常時介助が必要な方）の対象外である
- ⑥対応できる家族等がない
- ⑦待合室等で一部介助が必要

- 内 容** ① 1 か月 4 時間まで
 ② 自己負担あり（30分当たり130円。生活保護受給世帯は免除）

申 込 介護保険で通院介助のサービスを利用していることが条件となりますので、必ず担当のケアマネジャーにご相談ください。

いきいきサポート（ホームヘルプ）

社会福祉協議会 ささえあいサポート係 ☎03 (5800) 2941 文京区民センター 4 階

地域の方々に協力をいただいている会員制の事業です。おおむね60歳以上の方などの手助けが必要な利用会員に、有償で下記のようなお手伝いを提供しています。

種 類	料 金	内 容
一般	1時間910円 または980円	掃除、洗濯、調理、買物、外出介助 ※掃除は日常的な内容に限ります
大掃除・草取り	1時間1,000円 または1,100円	窓拭き、コンロ周りの拭き取りなど、日常の掃除ではできない内容を行います。 草取りは20坪程度までの庭が対象。

申 込 社会福祉協議会へお問い合わせください。

福祉車両（リフト付ワゴン車両等）の貸出

社会福祉協議会 総務係 ☎03 (3812) 3040 文京区民センター 4 階

車椅子利用者、歩行困難な方に、リフト付きワゴン車（車椅子2台・総定員10名）、スロープ式普通車（車椅子1台・総定員4名）を貸し出します。

費 用 ガソリン代実費負担（満タン返し）

申 込 社会福祉協議会へお問い合わせください。

軽度障害の方の入浴

障害福祉課 障害者在宅サービス係 ☎03 (5803) 1212 シビックセンター 9 階

身体の軽度な障害のため、公衆浴場の利用が困難な方に、リアン文京内の浴室をご利用いただいています。

場 所 文京総合福祉センター 3 階（障害者支援施設リアン文京内）

対 象 以下のすべてに該当する方。登録制。

- ① 身体に軽度の障害や変形などがあるために、公衆浴場の利用が困難な方
- ② 他の入浴サービス事業（巡回入浴など）に該当しない方
- ③ 本人または家族などの介助により自主通所・自主利用が可能な方

利用方法 事前登録が必要です。※詳細は、障害福祉課へお電話でお問い合わせください。

利 用 日 毎週月～金曜日（ただし、年末年始を除きます。）週 2 回まで

費 用 無料

6

介護保険以外のサービス

身体状況が低下した方のために

理美容サービス

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

理容師・美容師が区内のご自宅へ出張し、理容または美容サービスを行います。

対象 区内に住所を有する65歳以上の在宅で、座位を保てない状態又は重度の認知症等で外出困難な方

費用 1回1,000円 *年間最大6回利用可能です。(申請月により異なります。)
*ご利用の際にはご家族等の付き添いが必要となります。

申込 高齢福祉課へお問い合わせください。

紙おむつの支給

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

毎月、希望の組み合わせで紙おむつをご自宅等に配送します。

対象 文京区内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方
(1) 介護保険で要介護3以上に認定され、常時おむつを使用している方
(2) 紙おむつの持込ができる病院に医療保険により入院し、常時おむつを使用している満65歳以上の方

※(1)(2)以外で40歳以上の方は、所定の医師の意見書を提出することにより対象になります。

次のいずれかに該当する方は対象外です。

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設に入所している方
- ・文京区心身障害者紙おむつ支給事業によりおむつ支給を受けている方
- ・身体障害者手帳又は愛の手帳をお持ちの64歳以下の方

費用 月額利用負担額 500円
また、基準点数(45点)を超えた部分は自己負担となります。
区外に配送の場合は、別途送料がかかります。

申請 高齢福祉課または高齢者あんしん相談センターで申請してください。
要介護認定を受けている方は、「介護保険被保険者証」(それ以外の方は、マイナンバーカードなど、ご本人確認書類)と紙おむつ利用者の印鑑をご持参ください。

おむつ代の費用助成

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

申請した月から月4,000円を上限におむつ費用の助成をします。

対象 「紙おむつの支給」の対象となる方のうち、おむつを持ち込めない病院、有料老人ホーム等に入院入所し、おむつを使用している方

申請 高齢福祉課で申請してください。
要介護認定を受けている方は、「介護保険被保険者証」(それ以外の方は、マイナンバーカードなど、ご本人確認書類)と紙おむつ利用者の印鑑をご持参ください。

- ・申請した月から助成対象となります。遡っての助成はできません。
- ・同じ月に紙おむつの現物支給と費用助成の両方を受けることはできません。
- ・助成決定後、医療機関等が発行するおむつ代を支払った領収書の写しを添付して、請求していただきます。

※会計年度(4月～3月)ごとの申請が必要です。

高齢者補聴器購入費用助成

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

聴力機能が低下した高齢者の方に対して片耳・両耳問わず、72,450円を上限として補聴器購入費用の助成をします。

対象

以下のすべてに該当する方。

- ①区内に住所を有する65歳以上の方
- ②聴覚障害による障害者手帳の交付を受けていない原則、中度難聴以上の方
※高度難聴であっても、所得制限のため障害者手帳による助成対象外の方はご相談ください。
- ③医師の診断を受け、医師が補聴器の必要性を認める方
※医師の意見書にオーディオグラムの添付があること
- ④過去5年以内にこの助成の決定を受けていない方

申込

高齢福祉課で申請をしてください。

※補聴器を購入する前に申請が必要です。

※区の助成決定前に補聴器を購入した場合は助成の対象外となります。

緊急ショートステイ

介護保険課 高齢者施設担当

☎03 (5803) 1208

シビックセンター9階 南側

介護や見守りの必要な方の介護者が、特別な理由で一時的に介護が困難になった場合等に、緊急に短期入所サービスを提供します。

対象

65歳以上の介護や見守りの必要な方等

費用

要介護状態区分等に応じた費用がかかります。

申込

福寿ぶんきょう小石川あけぼし ☎03 (3868) 2240または特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷 ☎03 (3941) 6669にお問い合わせください。

在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導

健康推進課 保健係

☎03 (5803) 1229

シビックセンター8階 南側

お住まいの場所に歯科医師が訪問し、歯科健診や予防相談指導を行います。

対象

文京区に住民登録があり、在宅等にて療養及び通院困難などの理由により歯科医院に行けない方

費用

無料（治療にかかる費用は自己負担となります。）

申込

文京区地域包括ケア歯科相談窓口 ☎090 (4544) 8020

(小石川歯科医師会・文京区歯科医師会)

月～金 11:00～16:00（祝日、8/13～8/16及び12/29～1/4を除く）

6

介護保険以外のサービス

見守りや安心のために

緊急連絡カードの設置

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

ひとり暮らしの高齢者の方などの緊急時に適切かつ迅速な対処が行えるようにするためのものです。A4サイズのカードに、緊急時の連絡先やかかりつけの病院などを記入し、ご自宅の目につくところ（電話機の近くやリビングなど）にかけておきます。

カードの情報は、区・高齢者あんしん相談センター・民生委員・話し合い員が共有し、緊急事態が起こった場合などに職員や消防隊員などが駆けつけたり、緊急連絡先に連絡したりします。

※お預かりした情報は目的外には使用しません。

対象

区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの方、または80歳以上の高齢者のみの世帯の方

申請等

カードはいつでも作ることができます。お気軽に高齢福祉課へお問い合わせください。

また、毎年9月頃、新たに対象となる方に、カード作成希望の調査を行います。



話し相手が必要な方へー話し合い員の派遣

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03 (5803) 1213

シビックセンター9階 南側

区長から委嘱を受けた「話し合い員」が、定期的にひとり暮らしの高齢者等の皆様のご自宅を訪問し話し相手となることで、孤独感や不安感を和らげ、あわせて、安否確認を行います。また、「話し合い員」は、区、高齢者あんしん相談センター、民生委員等と連携した見守り活動を行います。

対象

話し相手の必要な区民の方で、下記のいずれかに該当する世帯

- ①ひとり暮らしの高齢者の方
- ②座位を保てない状態の高齢者の方
- ③高齢者のみの世帯
- ④日中独居となる高齢者の方
- ⑤重度身体障害者世帯

話し合い員の訪問

週1回（平日・1時間程度まで）話し合い員がご自宅へ伺います。

*訪問対象となる方の状況等により判断し、訪問日等のご相談の上、決定します。

費用

無料

申込

高齢福祉課へ電話でご相談ください。

救急通報システム

高齢福祉課 高齢者相談係

☎03 (5803) 1382

シビックセンター9階 南側

慢性疾患の急変時（家の中のみ）に、専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。

対 象 区内在住のおおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にある方
※申請前に、主治医に救急通報システムの必要性について、意見書を取っていただきます。

内 容 専用通報機（ペンダントボタン含む）設置

区が委託している民間会社が専用通報機を設置し、利用者の自宅の鍵を預かります。

救急対応

専用通報機やペンダントボタンを押すと、救急通報を受信した民間会社（受信センター）の看護師が、東京消防庁へ救急要請をすると同時に、提携している警備員が自宅の鍵を持って駆けつけます。

相談

24時間対応可能な相談機能があり、救急通報と同じボタンで看護師等に相談ができます。

また、救急通報を利用しない場合でも、月1回程度健康状態の確認の連絡が入ります。

費 用 月350円（住民税非課税世帯の方は免除）

申 込 高齢福祉課へご相談ください。

みまもり訪問事業

社会福祉協議会 ささえあいサポート係

☎03 (5800) 2941

文京区民センター4階

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域のボランティアである「みまもりサポーター」が月に2回程度ご自宅を訪問し、お声がけをします。みまもりサポーターは感じたことや異変を社会福祉協議会に報告し、必要に応じて社会福祉協議会が関係機関と連携し、対応します。

対 象 以下のすべてに該当する方
①65歳以上の方
②ひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、または日中独居の方
③介護保険のサービスや、その他安否確認を目的とする制度を利用していない方

費 用 無料

申 込 社会福祉協議会へご相談ください。

6

介護保険以外のサービス

文京ユアストーリー ～あなたらしい人生のしめくくりをともに～

社会福祉協議会 地域福祉推進係

☎03(5615)8851

文京区民センター4階

文京区にお住いの高齢者の皆さまが最期まで自分らしく安心して暮らせるよう、定期的な連絡・訪問を行い、事前に一定の現金を社会福祉協議会が預かることで、急な入退院時の支払い等のお手伝いや、死後の葬儀、家財処分等の手続きを実施します。

- 対 象**
- ①文京区内に住む、原則として70歳以上の方
 - ②明確な契約能力を有する方
 - ③身近に頼れる親族等がない方
 - ④生活保護を受給していない方

費 用 入会金：15,000円 年会費：10,000円 預託金※：500,000円～
(※急な入院等に伴う諸経費や死後事務等の費用)
葬儀費用：業者見積額／家財処分費用：業者見積額

申 込 社会福祉協議会へご相談ください。

シルバーお助け隊

シルバー人材センター

☎03(3814)9248

シビックセンター4階 北側

シルバー人材センター会員（隊員）が、日常生活におけるちょっとしたお困りごと（30分以内で完了する一つの軽易な仕事）をサポートするサービスを行っています。

対 象 区内在住の70歳以上の高齢者のみ世帯または、障害者のみ世帯

サービスの内容

- ①電球・蛍光灯の交換
- ②軽易な家具の移動
- ③浴槽の清掃
- ④代筆（硬筆）※ボールペン等
- ⑤庭掃除（雑草除去等）
- ⑥体調不良時の生活必需品の買い物
- ⑦エアコンフィルターの清掃
- ⑧その他上記に準ずる内容

利用料金 300円（1回30分以内で1つの作業に限定。年4回まで利用できます。）

申 込 シルバー人材センターへお電話でお申し込みください。
(受付時間：平日の9：00～17：00)

シルバーお助け隊 隊員募集！

あなたも一緒に働きませんか？ シルバー人材センターでは働きたい方を募集しています。
→詳細は、P.24をご覧ください。

ごみの訪問収集

文京清掃事務所

☎03(3813)6661

後楽1-7-29

清掃事務所職員が、ご家庭のごみ（可燃・不燃）を玄関先またはドアの前から収集します。

対 象 次の①～⑤に該当する方のみで構成される世帯で自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯

- ①満65歳以上のみの世帯
- ②障害者のみの世帯
- ③日常的に介助または介護を必要とする方のみの世帯
- ④母子健康手帳の交付を受けてから産後3か月程度までの妊産婦のみの世帯
- ⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

申 込 文京清掃事務所へ電話でご相談ください。

高齢者等見守りあんしん電話事業

高齢福祉課 高齢福祉推進係

☎03(5803)1213

シビックセンター9階 南側

心や体に不安をもつ高齢者等の方へ、電話による見守りを行うとともに、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組みます。

対 象 区内に住所を有し、以下の要件をすべて満たす方

- ①見守りを希望する原則65歳以上の方
- ②固定電話又は携帯電話をお持ちの方

内 容 ①電話による見守り

ご本人のご希望により、週1回から3回（1回10分程度）区が設置するコールセンター職員が電話し、安否確認を基本とした、ご本人の心や体の不安に寄り添った見守り活動を行います。

コールセンター職員が異変等を感じた場合には、事前に登録された緊急連絡先へ情報提供を行います。

②電話相談窓口

看護師や保健師が配置された24時間体制の電話相談窓口になります。

いつでも健康相談等ができ、助言を受けることができます。

費 用 無料

申 込 高齢福祉課ホームページもしくは窓口より申請書を入手しお申し込みください。

6

介護保険以外のサービス

高齢者見守り電球サービス

高齢福祉課 地域包括ケア推進係

☎03(5803)1843

シビックセンター9階 南側

高齢者の自宅のトイレ等の電球を通信機能と一体化したLED電球に交換し、電球の点灯・消灯の動きが24時間ない場合、見守りを行う方（家族等）へメールで異常を通知します。また、見守りを行う方が、高齢者の安否確認を速やかに行えない場合は、依頼に応じて委託事業者が代理訪問し、安否確認を行います。

対象

区内に住所を有し、

①65歳以上（申請年度に65歳に到達する方を含む）の方

②同一の世帯に属する方全員が65歳以上（申請年度に65歳に到達する方を含む）の方

費用

無料

申込

高齢福祉課ホームページ又は窓口より申請書を入手しお申し込みください。

コラム

文京区ハートフルネットワーク をご存じですか？

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を続けるために、地域で支えあうネットワークです。

協力機関が、地域の高齢者の緊急事態や気がかりな状態に気が付いた時に高齢者あんしん相談センターや区役所に連絡し、速やかな対応に結びつける仕組みです。

民間協力機関

☆配食サービス
☆コンビニエンスストア
☆郵便局 など

団体協力機関

☆薬局
☆民生委員
☆町会 など

公共協力機関

☆警察署
☆消防署
☆水道局 など

高齢者あんしん相談センター
区役所



お問い合わせ：
高齢福祉課
地域包括ケア推進係
03-5803-1843